桜岡小学校ホームページ運用規定

1. 本規定について

この規定は、「佐賀県教育センター学校ホームページ運用ガイドライン」に 基づき、小城立桜岡小学校におけるホームページの管理運用に関し、必要な事 項を定めるものとする。

2. ホームページ公開の目的

桜岡小学校の教育活動及び児童の学校生活について、保護者、地域、一般に 公開することで、本校の教育活動について、情報を公開し、本校教育に対する 理解と協力を得る。 あわせて児童の学習の成果や職員の研修に関わる内容の 発表の場とする。

3. 責任範囲

管理責任者は学校長とし、本校のホームページに掲載された情報について責任を負うものとする。管理責任者は運営責任者を置き、掲載内容や利用状況を管理報告させるものとする。

4. ホームページの作成及び公開について

ホームページを作成及び公開することができるのは、本校職員、本校児童、その他管理責任者が適当と認めた者とする。 掲載された情報について学校関係者から修正・削除要求が出された場合、運営責任者は管理責任者の承諾を得た上で、要求の部分の修正・削除ができるものとする。

5. 個人情報の保護について

児童及び職員の個人情報の保護のため、児童及び職員の住所、電話番号、生年月日、家庭の状況、成績等の個人が特定できる情報は掲載しない。ただし、学校行事の紹介、児童作品の紹介、活動成果の紹介など、管理責任者が必要であると判断した場合には、必要最小限の個人情報を掲載する。

6. 著作権について

桜岡小学校のホームページに掲載されている文章,写真,作品などの著作権 に関しては、全て桜岡小学校に属するものとする。

7. セキュリティ

ユーザ I Dやパスワードは部外者に漏れないよう厳重に管理する。また, 運

営責任者の異動等によりユーザ I Dやパスワードを記した書類が紛失しないよう留意する。 なお、学校職員室でのみ更新作業を行えるものとし、ページの作成のみは他の場所においても可とする。

8. 運用規定の見直し

現行の規定では対応できないことが生じた場合は、職員で協議し、管理責任者の許可を得て改定するものとする。

9. 付則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。